

国立大学法人三重大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成22年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

国立大学法人三重大学役員給与規程により、期末特別手当において、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業務評価の結果等を勘案し、学長がその額の100分の10の範囲内でこれを増減額できる。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

本給月額については、人事院勧告を参考にして0.2%引き下げた。
 実施時期については、12月の本給から実施した。
 期末特別手当については、人事院勧告を参考にして12月期を0.15月引き下げた。

理事

法人の長と同様の改定を行った。

理事(非常勤)

該当者なし

監事

法人の長と同様の改定を行った。

監事(非常勤)

非常勤監事交代の機会に、非常勤監事に支給される役員手当について、役割の重要性、業務内容及び業務量に見合ったものとなるよう、近隣の同規模大学との近郊を考慮し、月額100,000円から170,000円に改定した。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成22年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 18,029	千円 12,744	千円 4,690	千円 509 (地域手当) 85 (通勤手当)			
A理事	千円 13,288	千円 8,704	千円 3,429	千円 1,114 (地域手当) 40 (通勤手当)			◇
B理事	千円 14,420	千円 10,072	千円 3,707	千円 402 (地域手当) 238 (通勤手当)		3月31日	
C理事	千円 14,202	千円 10,072	千円 3,707	千円 402 (地域手当) 20 (通勤手当)		3月31日	
D理事	千円 14,182	千円 10,072	千円 3,707	千円 402 (地域手当)		3月31日	

E理事	千円 14,240	千円 10,072	千円 3,707	千円 402 (地域手当) 57 (通勤手当)		3月31日	
A監事	千円 11,029	千円 7,816	千円 2,876	千円 312 (地域手当) 24 (通勤手当)			
B監事 (非常勤)	千円 2,040	千円 2,040	千円	千円 ()		4月1日	

総額、各内訳について千円未満切捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。
「前職」欄の「◇」は、役員出向者(国家公務員退職手当法に規定する、独立行政法人等役員となるために本府省課長・企画官相当職以上で退職し、本学役員として在職する者)であることを示す。
「地域手当」とは、民間における賃金物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

3 役員の退職手当の支給状況(平成22年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事	千円 1,676 (47,192)	年 月 2 0 (33) (9)	3月31日	0		
監事	千円	年 月			該当者なし	

理事については、役員在職期間を役員退職規程に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

中期目標期間中の予算の年度展開を参考に、限られた運営費交付金の範囲内で業務を行う必要があるため、事務組織・業務の合理化・簡素化を図り人件費の削減を図る。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

当大学法人の運営活動に必要な経費の多くが国からの運営費交付金に委ねられていることから人事院勧告を参考に適正な給与水準とすることとしている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇給、昇格の実施及び勤勉手当の成績率の判定にあたっては、職員の勤務成績を考慮し実施している。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容				
賞与・勤勉手当 (査定分)	基準日(6月1日・12月1日)以前6箇月以内の期間における、職員の勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給される。				
本給月額 (昇給)	勤務成績判定期間(昇給日(1月1日)前1年間)の勤務成績に応じて下表のとおりとしている。				
	きわめて良好 8号給以上	特に良好 6号給	良好 4号給 3号給(管理職層)	やや良好でない 2号給	良好でない 0号給
	4号給以上	3号給	2号給	1号給	0号給
*下段は55歳以上の職員について適用する。					
本給月額 (昇格)	勤務成績良好で、かつ昇格基準に達している場合、その者の資格に応じて、1級上位の級に昇格することができる。				

ウ 平成22年度における給与制度の主な改正点

人事院勧告を参考に、平成22年12月1日より以下のとおり改定を行った。

- ①初任給など若年層を除き、本給月額を0.1%引き下げた。
- ②指定職本給表適用職員の本給月額を0.2%引き下げた。
- ③平成18年の給与構造改革の本給水準の引き下げに伴う経過措置額の算定基礎となる額を本給表の改定に伴い、調整率を踏まえた率(本給表適用者は99.59%、指定職本給適用者は99.44%、新たに対象となった職員は99.83%)を乗じて得た額に引き下げた。
- ④55歳を超える職員(一般(-)6級相当以上の職員に限る)の本給月額の支給率を1.5%引き下げた。
- ⑤期末手当及び勤勉手当の年間支給月数を0.2月分引き下げた。また指定職本給表適用職員については0.15月分引き下げた。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成22年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	1,395	43.9	6,836	5,138	84	1,698
事務・技術	338	44.3	5,575	4,191	112	1,384
教育職種 (大学教員)	619	47.6	8,677	6,511	83	2,166
医療職種 (病院看護師)	268	35.8	4,691	3,533	45	1,158
技能・労務職種	7	54.2	5,129	3,834	47	1,295
海事職種	8	48.8	7,390	5,558	0	1,832
海技職種	8	39.1	5,403	4,071	0	1,332
教育職種 (附属高校教員)	21	45.1	7,501	5,683	141	1,818
教育職種 (附属義務教育学校教員)	38	40.6	6,550	4,970	112	1,580
医療職種 (病院医療技術職員)	81	40.4	5,105	3,842	95	1,263
産学連携講座教員	3	50.8	9,327	7,145	40	2,182

指定職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1					
寄附講座教員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	2					
その他医療職種 (看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1					

注:常勤職員のうち、指定職種、寄附講座教員及びその他医療職種(看護師)については、該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

注:常勤職員の医療職種(病院医師)については、該当者がいないため欄を省略した。

- *「技能・労務職種」とは、自動車運転手、ボイラ技士、検査助手、実験助手、薬剤助手、看護助手、調理師を示す。
- *「海事職種」とは、船舶等の船長、機関長、航海士、通信士、機関士の業務を行う職種を示す。
- *「海技職種」とは、中型船舶等の乗組員の業務を行う職種を示す。
- *「教育職種(附属高校教員)」とは、附属特別支援学校教員を示す。
- *「教育職種(附属義務教育学校教員)」とは、附属小・中学校教員及び附属幼稚園教員を示す。
- *「産学連携講座教員」とは、企業と共同研究のために運営される講座に所属する教員を示す。
- *「指定職種」とは、特に指定された高度な業務を行う職種を示す。
- *「寄附講座」とは、寄附金により運営される講座に所属する教員を示す。
- *「その他医療職種(看護師)」とは、保健管理センターに勤務する看護師を示す。

注:在外職員は、該当者がいないので省略した。

注:常勤職員については、任期付職員、再任用職員を除く。

任期付職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	2					
教育職種 (外国人教師等)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	2					

注:教育職種(外国人教師等)については、該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

任期付職員(年俸制)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	24	44.8	7,622	7,622	67	0
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	12	37.4	6,693	6,693	49	0
産学連携講座教員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	2					
寄附講座教員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	4	46.0	8,208	8,208	44	0
特任一般職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	2					
特別教員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1					
特任教員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	3	58.2	8,544	8,544	185	0

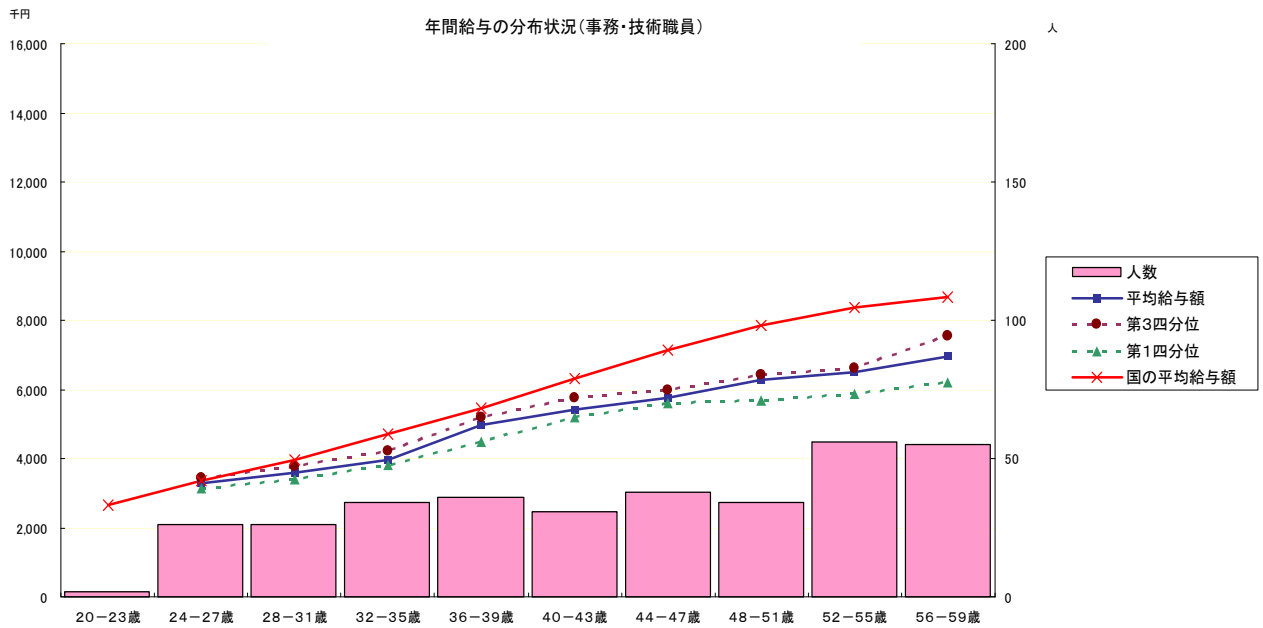
注:任期付職員(年俸制)のうち、産学連携講座教員、特任一般職員及び特別教員については、該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

- *「特任一般」とは、事務・技術のうち、年俸制で再任用された者を示す。
- *「特別教員」とは、附属小・中学校及び附属幼稚園教員のうち、年俸制で再任用された者を示す。
- *「特任教員」とは、教育職種(大学教員)のうち、任期を定め、年俸制で雇用される者を示す。

再任用職員(年俸制)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	5	61.5	3,607	3,607	82	0
特任一般職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	5	61.5	3,607	3,607	82	0

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	135	36.1	3,813	3,268	71	545
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	19	40.8	3,136	2,368	120	768
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	5	36.1	5,277	4,002	75	1,275
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	54	33.6	3,957	3,957	48	0
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	10	40.5	4,747	3,576	109	1,171
技能・労務職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	14	46.4	3,339	2,508	45	831
医療職種 (病院医療技術職員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	33	32.0	3,661	2,777	78	884

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]

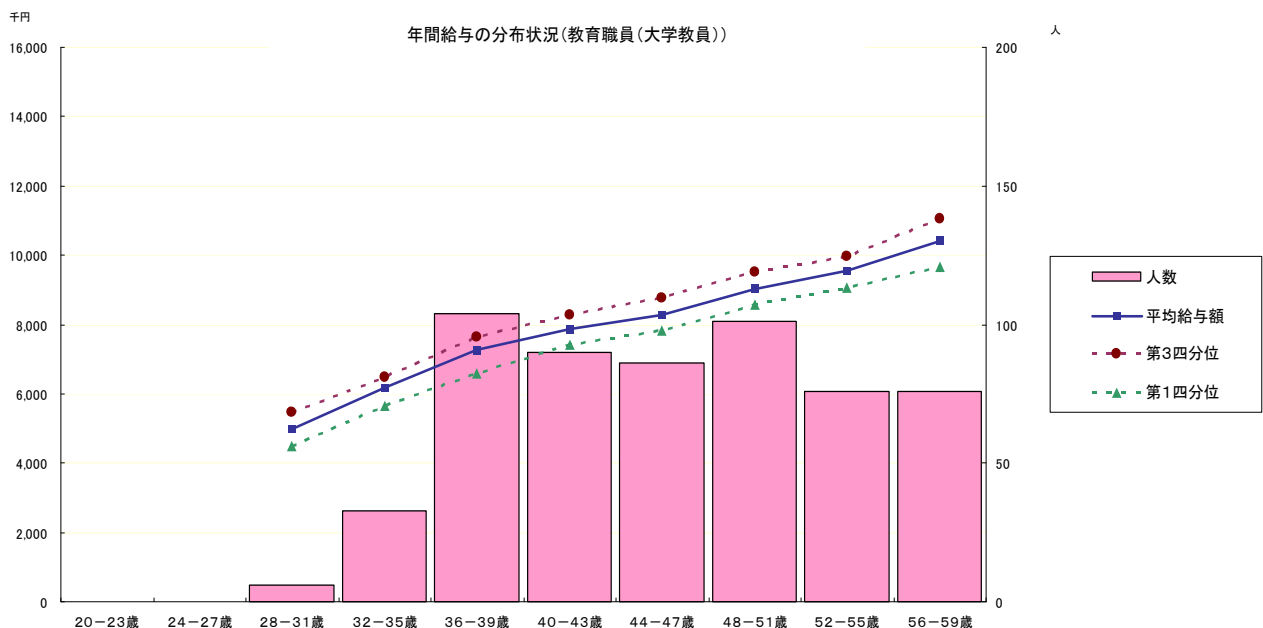


注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。
 注:20歳から23歳は、2名のため当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の第1・第3分位及び平均給与額については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	千円		第3分位	千円
課長	26	53.8	7,534	千円	7,802	千円	7,961
課長補佐	42	53.9	6,364	千円	6,489	千円	6,609
係長	111	47.9	5,598	千円	5,875	千円	6,186
主任	53	45.3	4,683	千円	5,260	千円	5,737
係員	98	32.0	3,345	千円	3,754	千円	3,988

注:「分布状況を示すグループ」には、代表的職位のみを記載した。
 「課長」には、課長相当職である「事務長」を含む。
 「課長補佐」には、課長補佐相当職である「副課長」、「室長」、「専門員」を含む。

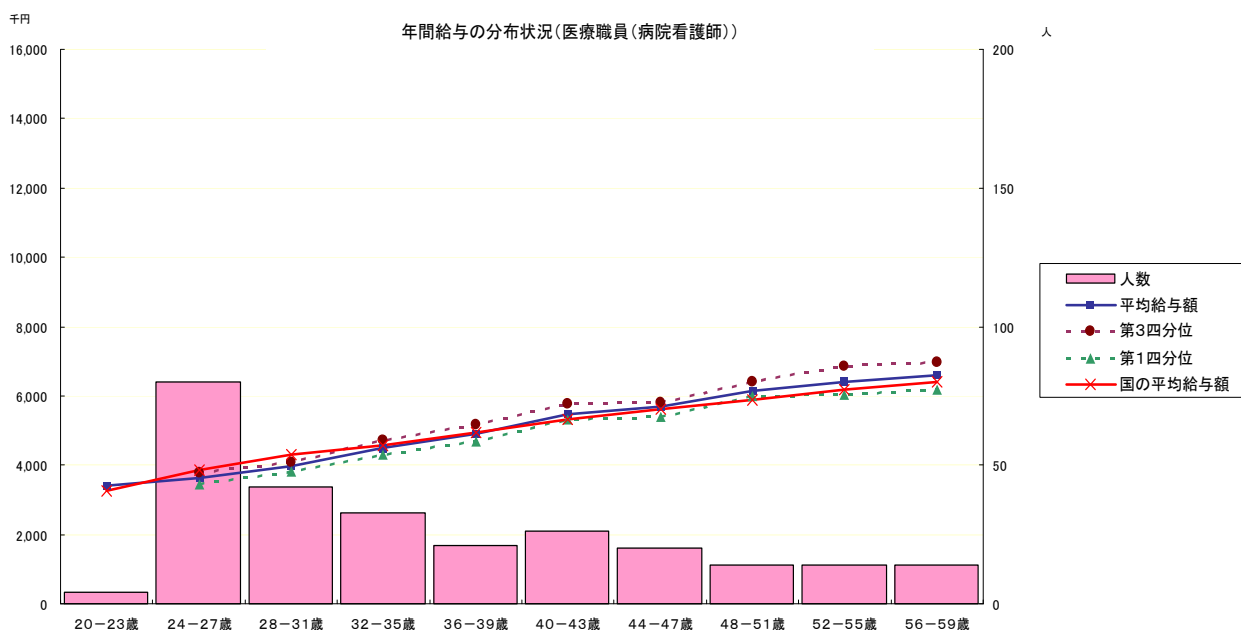


注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。
 注:20歳から27歳は、該当者がいないため、年間給与については表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
教授	238	54.7	9,298	9,958	10,434
准教授	182	45.1	7,584	8,131	8,693
講師	62	44.3	7,629	8,237	8,947
助教	133	40.1	6,200	7,069	7,592
教務職員	4	37.3	-	4,689	-

注:教務職員の該当者は4名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の第1・第3分位の事項については記載していない。



注:20歳から23歳は、4名のため当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の第1・第3分位については表示していない。

(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
看護部長	1	-	-	-	-
副看護部長	3	53.8	-	6,848	-
看護師長	28	49.2	5,611	6,235	6,794
副看護師長	46	39.8	4,666	5,199	5,686
看護師	190	32.4	3,607	4,232	4,694

注:看護部長の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢以下の事項については記載していない。

注:副看護部長の該当者は3名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の第1・第3分位の事項については記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成23年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		チーム員 (一般職員)	チーム員 (一般職員)	主任・係長	副課長 係長	課長 副課長	次長 課長
人員 (割合)	338	32 (9.5%)	66 (19.5%)	150 (44.4%)	44 (13.0%)	25 (7.4%)	16 (4.7%)
年齢(最高～最低)		31～20	58～26	59～34	59～45	59～39	59～44
所定内給与 年額(最高～最低)		2,805～1,945	3,938～2,432	4,912～3,169	5,586～4,242	6,016～4,674	7,178～5,656
年間給与額 (最高～最低)		3,782～2,528	5,209～3,248	6,616～4,211	7,504～5,703	7,939～6,364	9,360～7,435

区分	計	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		部長 次長	局長 部長	局長	局長
人員 (割合)		5 (1.5%)	該当者なし (%)	該当者なし (%)	該当者なし (%)
年齢(最高～最低)		57～49	～	～	～
所定内給与 年額(最高～最低)		7,605～6,309	～	～	～
年間給与額 (最高～最低)		10,215～8,328	～	～	～

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務職員	助教	講師	准教授	教授
人員 (割合)	619	4 (0.6%)	133 (21.5%)	62 (10.0%)	182 (29.4%)	238 (38.4%)
年齢(最高～最低)		49～30	62～28	55～29	61～32	62～40
所定内給与 年額(最高～最低)		4,106～3,171	12,940～3,458	8,957～3,563	11,573～4,270	14,623～5,212
年間給与額 (最高～最低)		5,525～4,119	14,431～4,491	10,655～4,830	13,818～5,778	17,361～7,048

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		准看護師	看護師 助産師	副看護師長	看護師長	副看護部長	看護部長
人員 (割合)	268	該当者なし (%)	190 (70.9%)	46 (17.2%)	28 (10.4%)	3 (1.1%)	1 (0.4%)
年齢(最高～最低)		～	59～23	58～30	59～37	57～48	～
所定内給与 年額(最高～最低)		～	4,860～2,333	4,909～3,097	5,322～3,828	5,174～4,912	～
年間給与額 (最高～最低)		～	6,522～3,092	6,653～4,142	7,168～5,206	7,060～6,643	～

注:6級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成22年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	61.9%	65.4%	63.7%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	38.1%	34.6%	36.3%
	最高～最低	49.9～34.0%	45.3～30.7%	46.3～32.4%
一般職員	一律支給分(期末相当)	63.2%	66.6%	64.9%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	36.8%	33.4%	35.1%
	最高～最低	42.9～32.9%	39.5～29.6%	41.2～31.2%

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	62.4%	65.8%	64.1%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	37.6%	34.2%	35.9%
	最高～最低	46.2～34.6%	42.5～31.2%	44.3～32.9%
一般職員	一律支給分(期末相当)	63.9%	67.2%	65.6%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	36.1%	32.8%	34.4%
	最高～最低	45.5～33.2%	41.8～30.2%	43.6～32.1%

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
	最高～最低	%	%	%
一般職員	一律支給分(期末相当)	62.6%	66.3%	64.4%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	37.4%	33.7%	35.6%
	最高～最低	42.9～33.3%	39.5～30.0%	40.2～31.6%

注:医療職員(病院看護師)における管理職員は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))	82.8
対他の国立大学法人等	96.3

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等	101.5
------------	-------

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))	98.2
対他の国立大学法人等	99.4

注:当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員 82.8		
	参考	地域勘案	87.3
		学歴勘案	83.7
		地域・学歴勘案	87.8
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 国家公務員に比べ低い給与水準であり、適正であると考え。		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 35.2% (国からの財政支出額 15,094,482千円、支出予算の総額 42,907,603千円:平成22年度予算)		
	【主務大臣の検証結果】 国家公務員に比べ低い給与水準であり、適正であると考え。		
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成21年度決算)		
	【検証結果】		
講ずる措置	今後も引き続き適正な給与水準の維持に努める。		

○医療職員(病院看護師)

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員 98.2		
	参考	地域勘案	98.0
		学歴勘案	96.6
		地域・学歴勘案	98.7
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 国家公務員に比べ低い給与水準であり、適正であると考え。		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 35.2% (国からの財政支出額 15,094,482千円、支出予算の総額 42,907,603千円:平成22年度予算)		
	【主務大臣の検証結果】 国家公務員に比べ低い給与水準であり、適正であると考え。		
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成21年度決算)		
	【検証結果】		
講ずる措置	今後も引き続き適正な給与水準の維持に努める。		

○教育職員(大学教員)

教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 98.6

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成22年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

〔なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。〕

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成22年度)	前年度 (平成21年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成22年度)か らの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	11,661,653	11,976,176	△ 314,524	(△2.6)	-	-
退職手当支給額 (B)	1,199,225	1,093,244	105,981	(9.7)	-	-
非常勤役員等給与 (C)	3,868,613	3,167,426	701,187	(22.1)	-	-
福利厚生費 (D)	1,841,516	1,739,555	101,961	(5.9)	-	-
最広義人件費 (A+B+C+D)	18,571,010	17,976,402	594,608	(3.3)	-	-

注「非常勤役員等給与」においては、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「14 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

総人件費について参考となる事項

①給与、報酬等支給総額及び最広義人件費について

・「給与、報酬等支給総額」については、人件費管理の基本方針等の実行による減の結果により、対前年比で2.6%の減額となった。

・「最広義人件費」については、退職手当の増額と、競争的資金等により雇用される職員の増及び派遣職員の雇用の増により、対前年比3.3%の増額となった。

②「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革推進に関する法律」(平成18年度法律第47号)及び「行政改革の重要方針」(17.12.24閣議決定)による人件費削減の取り組み状況

・「行政改革の重要方針」において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取り組みを行う。(中期目標)

・総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成22年度までに平成17年度の人件費予算相当額から概ね5%の人件費の削減を図る。(中期計画)

【主務大臣の検証結果】

5年間で5%以上削減を達成しており、問題ないと考える。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	12,901,653	12,136,143	12,112,201	12,121,232	11,976,176	11,661,653
人件費削減率 (%)		-5.9	-6.1	-6.0	-7.2	-9.6
人件費削減率(補正值) (%)		-5.9	-6.8	-6.7	-5.5	-6.4

注1 「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年、平成22年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、▲2.4%、▲1.5%である。

注2 基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

IV 法人が必要と認める事項

特になし。